



愛媛県報

発行 愛 媛 県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年12月27日金曜日 第1420号外 1

◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県農業改良資金貸付規則及び愛媛県農業改良資金会計事務
取扱規則の一部を改正する規則..... 1

規 則

○愛媛県規則第79号

愛媛県農業改良資金貸付規則及び愛媛県農業改良資金会計
事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年12月27日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県農業改良資金貸付規則及び愛媛県農業改良資金 会計事務取扱規則の一部を改正する規則

（愛媛県農業改良資金貸付規則の一部改正）

第1条 愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則
第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「農業者等」を「農業者又は農業者の組織する
団体（以下「農業者等」という。）」に、「生産方式改善
資金、特定地域新部門導入資金」を「農業改良資金」に、
「市町村」を「融資機関（法第3条第2項に規定する融資
機関をいう。以下同じ。）」に、「）、経営規模拡大資金
、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金」を「
第22条において同じ。）」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

（農業改良資金の種類）

第2条 農業改良資金の種類は、農業改良措置（農業経営
の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜
産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しく
はその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入す
ることをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に
掲げる資金とする。

- (1) 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- (2) 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- (3) 家畜の購入又は育成に必要な資金
- (4) 農地又は採草放牧地の排水改良、土壌改良その他作
付条件の整備に必要な資金
- (5) 農地又は採草放牧地（農地又は採草放牧地とする土
地を含む。）について農畜産物の生産の用に供するた
めの賃借権その他の所有権以外の使用及び収益を目的
とする権利を取得する場合において、権利金を支払い
、又は当該権利の存続期間に対する対価の全額を一時
に支払うのに必要な資金
- (6) 農機具、運搬用機具その他の農業経営の改善を図る
のに必要な施設について賃借権を取得する場合におい
て、当該賃借権の存続期間に対する借賃の全額を一時
に支払うのに必要な資金

- (7) 能率的な農業の技術又は経営方法を習得するための
研修を受けるのに必要な資金
- (8) 品種の転換を行うのに必要な資金
- (9) 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の
加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の
取得に必要な資金
- (10) 営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研
究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てる
のに必要な資金
- (11) 農業経営の改善によつて必要となる農薬費、資材費
、雇用労賃並びに機械及び施設の修理費（農業改良措
置の導入に係る初度的な経費に限る。）に充てるのに
必要な資金
（貸付対象者）

第3条 農業改良資金の貸付対象者は、次の各号のいづれ
かに該当する農業者等とする。ただし、第2号から第4
号までに掲げるものにあつては前条第1号から第7号ま
でに掲げる資金の貸付に、第6号に掲げるものにあつ
ては同条第1号から第7号まで及び第11号に掲げる資金
の貸付に限る。

- (1) 認定農業者（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法
律第65号）第13条第1項に規定する認定農業者及び酪
農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律
第182号）第2条の5の認定又は果樹農業振興特別措
置法（昭和36年法律第15号）第3条第1項の認定を受
けた者をいう。）
- (2) 認定就農者（青年等の就農促進のための資金の貸付
け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第2
条第2項に規定する認定就農者であつて、農業経営の
開始後5年以内であり、かつ、同法第4条第1項の認
定後10年以内のものをいう。）
- (3) 次のいづれかに該当する農業者（個人にあつては、
農業経営全体の主宰権を有する者に限る。）
ア 次に掲げる要件を満たす主業農業経営の農業者
（イ） 農業所得が総所得の2分の1（法人にあつては
、農業に係る売上高が総売上高の2分の1）を超
えていること。
（ロ） 主として農業経営に従事すると認められる青壯
年の家族農業従事者（法人にあつては、常時従事
者である構成員）がいること。
（ハ） 個人の農業者が60歳以上であるときは、その後
継者が、現に主として農業に従事しており（農業
者大学校に就学している場合等を含む。）、かつ
、将来にわたつて、主として農業に従事する見込
みがあると認められること。
（ニ） 簿記記帳を行つていること（簿記記帳を行うこ
とが確実と見込まれる場合を含む。）。)

イ ア(イ)から(エ)までに掲げる要件を満たし、かつ、農業粗収益が200万円以上(法人にあつては、1,000万円以上)である主業農業経営に準ずる経営の農業者

(4) 前号に掲げる農業者(家族経営の者に限る。)との間に、次に掲げる要件を満たす家族経営協定を締結している農業者

ア 農業経営のうちの一部の部門について主宰権があること。

イ その部門の経営の危険負担及び収益の処分権があること。

(5) 次に掲げる要件を満たす作業受託組織等の農業者の組織する法人格を有しない任意団体

ア 第1号から前号までに掲げる者が構成員の2分の1を超えていること。

イ 次の表の左欄に掲げる事項について、同表の右欄に掲げる基準に従つた規約を有していること。

事 項	基 準
1 団体の目的	1 農業経営の改善に資する旨をその目的に含んでいること。
2 団体の意思決定の機関及びその決定の方法	2 代表者の選任の手続を明らかにしていること。
3 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項	3 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収の方法が衡平を欠くものでないこと。
4 代表者及び代表権の範囲	4 団体の意思決定に対する構成員の参加を不当に差別していないこと。
5 会費又は融資の対象となる施設の利用料の徴収が必要である場合には、その徴収方法	

(6) 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)第5条第1項の認定農業者(同条第2項の認定導入計画に従つて同法第2条の持続性の高い農業生産方式を導入するものに限る。)第5条を削り、第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(農業改良資金の利率、償還期間、据置期間、貸付限度額及び償還方法)

第4条 農業改良資金の利率は、無利子とし、その償還期間及び据置期間は、次の表のとおりとする。

農業改良資金の区分	償還期間	据置期間
1 特定地域資金	12年以内	5年以内
2 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律施行令(平成11年政令第334号)第1項に規定する資金	12年以内	3年以内
3 前2号に規定する資金以外の資金	10年以内	3年以内

2 農業改良資金の一農業者等ごとの貸付限度額は、次の表のとおりとする。ただし、前条第1号に規定する認定農業者以外のものについては、当該貸付に係る農業改

良措置の実施に必要な費用の額の100分の80に相当する額又は同表に掲げる額のいずれか低い額を貸付限度額とする。

農業者等の区分	貸付限度額
個人	1,800万円
法人その他の団体	5,000万円

3 農業改良資金の償還は、原則として年賦均等償還の方法によるものとする。

第14条を第22条とし、第12条及び第13条を削り、第11条第2項中「支払猶予の」を「、支払猶予の」に、「様式第10号」を「様式第9号」に、「その旨を」を「理由を付した書面をもつてその旨を当該」に改め、同条を第15条とし、同条の次に次の6条を加える。

(融資機関への貸付け)

第16条 農業改良資金の貸付に必要な資金の貸付けを受けようとする融資機関は、農業改良資金県貸付金貸付申請書(様式第10号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により農業改良資金県貸付金貸付申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、貸付けをするか否かの決定を行うものとする。

3 知事は、前項の規定により、貸付けの決定を行つたときは農業改良資金(県貸付金)貸付決定通知書を当該貸付けを申請した融資機関に交付するものとし、貸付けをしない旨の決定を行つたときは理由を付した書面をもつてその旨を当該貸付けを申請した融資機関に通知するものとする。

(借用証書)

第17条 融資機関は、前条第3項の農業改良資金(県貸付金)貸付決定通知書の交付を受けたときは、速やかに農業改良資金県貸付金借用証書(様式第11号)を知事に提出しなければならない。

(事業実施報告書)

第18条 農業改良資金の貸付に必要な資金の貸付けを受けた融資機関は、当該農業改良資金の貸付けを行つた者に対し、貸付対象事業完了後30日以内に当該貸付けに係る事業の実施について報告を求めなければならない。

2 融資機関は、前項の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、適正であると認められるときは、農業改良資金県貸付金事業実施報告書(様式第12号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により農業改良資金県貸付金事業実施報告書の提出を受けた場合において、貸付対象事業が貸付けの目的に適合していないと認めるときは、融資機関に対し、必要な指示をすることがある。

(報告の徴収)

第19条 知事は、農業改良資金の貸付に必要な資金の貸付けを受けた融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るために必要があると認めるときは、当該融資機関に対し、その業務及び資産の状況に関し報告を求めることがある。

(業務の中止等の報告)

第20条 農業改良資金の貸付に必要な資金の貸付けを受けた融資機関は、次に掲げるときは、直ちにその旨を知

事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (1) 農業改良資金の貸付けの業務を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 農業改良資金の貸付けの業務の遂行が困難となつたとき。

(書類等の経由等)

第21条 法第7条第1項の規定により知事に提出する書類は当該書類を提出した者の住所地をその地区内に含む農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合、愛媛県信用農業協同組合連合会の事務所若しくは支店(以下「農業協同組合等」という。)、農林中央金庫松山支店又は農林漁業金融公庫松山支店を、第6条第2項、第8条第2項、第11条第2項、第13条第3項及び第15条第2項の規定により知事が交付する書類又は知事が行う通知並びに第7条第1項、第9条第1項、第10条第2項、第12条第1項、第13条第2項及び第14条の規定により知事に提出する書類は農業協同組合等を、第16条第1項の規定により知事に提出する書類は当該書類を提出した者の所在地を管轄する地域農業改良普及センター所長を経由するものとする。

2 農業協同組合等は、前項の規定により法第7条第1項及び第7条第1項の知事に提出する書類を受理したときは、当該書類を提出した者の住所地を管轄する地域農業改良普及センター所長に送付するものとする。

3 地域農業改良普及センター所長は、前項の規定により法第7条第1項の知事に提出する書類の送付を受けたときは、意見を添えて、知事に送付しなければならない。第10条中「様式第9号」を「様式第8号」に改め、同条を第14条とする。

第9条の見出しを「(事業実施報告書)」に改め、同条中「農業改良資金貸付事業完了報告書(様式第8号)」を「農業改良資金事業実施報告書(様式第5号)」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第12条とする。

2 知事は、前項の規定により農業改良資金事業実施報告書の提出を受けた場合において、貸付対象事業が貸付けの目的に適合していないと認めるときは、当該貸付けを受けた者に対し必要な指示をすることがある。

第12条の次に次の1条を加える。

(繰上償還)

第13条 農業改良資金の貸付けを受けた者は、農業改良資金の全部又は一部の繰上償還をすることができる。

2 前項の規定により繰上償還をしようとする者は、農業改良資金繰上償還申請書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定により農業改良資金繰上償還申請書の提出を受けた場合において、繰上償還の承認をする旨の決定を行つたときは、農業改良資金繰上償還承認通知書(様式第7号)を当該繰上償還を申請した者に交付するものとする。

第8条を削り、第7条第1項中「貸付申請者」を「借入申込者」に、「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条を第9条とし、同条の次に次の2条を加える。

(事業計画の変更の申請)

第10条 農業改良資金の貸付けの決定を受けた者は、事業が完了するまでの間は、貸付決定額を超えない場合に限って、知事の承認を受けて、農業改良措置に関する計画その他の事業計画の変更を行うことができる。

2 前項の規定により事業計画の変更の承認を受けようとする者は、農業改良資金事業計画変更申請書(様式第4号)を知事に提出しなければならない。

(事業計画の変更の承認)

第11条 知事は、前条の規定により農業改良資金事業計画変更申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、事業計画の変更の承認をするか否かの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により、事業計画の変更の承認をする旨の決定を行つたときはその旨を、事業計画の変更の承認をしない旨の決定を行つたときは理由を付した書面をもつてその旨を当該事業計画の変更を申請した者に通知するものとする。

第6条第1項中「貸付申請書」を「借入申込書」に改め、同条第2項中「農業改良資金貸付決定通知書(様式第4号)を貸付申請者」を「農業改良資金(県貸付金)貸付決定通知書(様式第2号)を借入申込者」に、「その旨を貸付申請者」を「理由を付した書面をもつてその旨を借入申込者」に改め、同条を第8条とする。

第5条の次に次の2条を加える。

(貸付資格の認定)

第6条 知事は、法第7条第1項の認定の申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、同項の認定をするか否かの決定を行うものとする。

2 知事は、前項の規定により、法第7条第1項の認定をする旨の決定を行つたときはその旨を、同項の認定をしない旨の決定を行つたときは理由を付した書面をもつてその旨を当該認定を申請した者に通知するものとする。

(貸付けの申込み)

第7条 農業改良資金の貸付けを受けようとする者は、農業改良資金借入申込書(様式第1号。以下「借入申込書」という。)に農業改良措置に関する計画その他の事業計画を記載した書類を添えて、知事に提出しなければならない。

様式第1号及び様式第2号を次のように改める。

様式第 1 号 (第 7 条、第 8 条関係) 農業改良資金借入申込書

農業改良資金借入申込書

年 月 日

愛媛県知事 殿

申込者 住 所
氏名又は名称及び
その代表者の氏名 印

愛媛県農業改良資金貸付規則(昭和60年愛媛県規則第35号)第7条の規定に基づき、
次のとおり農業改良資金を貸し付け願いたく申し込みます。

資 金 の 種 類			
事 業 計 画			
内 容		数 量	
事 業 費		借入申込金額	償 還 期 間
千円	千円	年間	年間
着工予定日	完了予定日	取扱金融機関名	備 考
年 月 日	年 月 日		
連 帯 債 務 者	氏 名	住 所	申込者との関係
連 帯 保 証 人			
担 保			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 「事業計画」の欄は、事業計画の概要を記入すること。
- 3 農業改良措置に関する計画その他の事業計画を記載した書類を添付すること。

様式第2号(第8条、第16条、第17条関係) 農業改良資金(県貸付金)貸付決定通知書

農業改良資金(県貸付金)貸付決定通知書

連帯保証人	
連帯債務者	

貸付方法 コード	
-------------	--

財源 コード	地方 コード	普及センター コード
-----------	-----------	---------------

種類名	
種目名	

取扱融資機関 コード	
取扱融資機関名	

殿

資金種類	種類	種目	貸付決定番号
------	----	----	--------

先に申し込まれた農業改良資金の貸付けについては、右のとおり決定する。

年 月 日

貸付金額

愛媛県知事 印

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第3号及び様式第4号を削り、様式第5号中「第7条」を「第9条」に改め、同様式(表)中

印鑑照合	照 査	を	印鑑照合	照 査

農協受理年月日	年	月	日	を	取扱金融機関名	年	月	日
貸付決定年月日	年	月	日		金融機関受理年月日	年	月	日

	住 所	を		借受者の住所

連	氏	名	印	住	所	を
帯						
保						
証						
人						

連	氏	名	印	住	所	に			
帯									
保									
証									
人									
担	家	屋	土	地	そ	の	他	備	考
保		平方メートル		アール					
内									
容									

改め、同様式(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第1条第1号中「用途」を「目的」に改め、同条中第6号を第10号とし、第4号及び第5号を削り、第3号を第9号とし、同条第2号中「申請」を「申出」に改め、同号を同条第3号とし、同号の次に次の5号を加える。

- (4) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産、民事再生手続開始、会社整理開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は精算に入つたとき。
- (6) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 甲が乙に数個の債務を負う場合において、その一つでも期限に弁済しなかつたとき。
- (8) この借入金により改良し、造成し、復旧し、又は取得された施設(土地を含む。)が他に譲渡され、若しくは転用されたとき、又は公用収用されたとき。

様式第5号(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第1条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 甲が償還金の支払いを怠つたとき。

様式第5号(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第3条第1項中「農業改良資金貸付事業完了報告書」を「農業改良資金事業実施報告書」に改め、「ものとする」を削り、同条第2項中「事項を」の下に「遅滞なく」を加え、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 甲は、この資金の貸付対象事業の遂行が困難となつた場合又は貸付対象事業を変更し、中止し、若しくは廃止する場合は、速やかに乙に報告し、その指示に従う。

様式第5号(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第3条に次の1項を加える。

4 甲は、次に掲げる場合には、遅滞なく乙に報告する。

- (1) 甲の住所、氏名等に異動を生じ、又は甲、連帯保証人(以下「丙」という。)に死亡、解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (2) 甲又は丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれのある場合
- (3) その他乙が指示する場合

様式第5号(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第4条及び第5条を次のように改める。

(調査)

第4条 甲は、乙の職員その他乙の委託を受けた者が甲の事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項を調査することを承認し、これに必要な便益を提供する。

2 甲は、乙の職員その他乙の依頼を受けた者が、担保物件に立ち入る等により、これを調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第5条 甲及び丙は、この借入金債務の弁済として数個の給付をなすべき場合又は乙からの借入金債務が他にもある場合において、債務の全部を消滅させるに足りない弁済がなされたときは、その弁済金がいずれの債務に充当されるかについては、乙に指定権があることを承認する。

様式第5号(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第6条第1項を次のように改める。

甲は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は乙の指定する支払期日に第1条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を乙に支払う。

様式第5号(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第6条第2項中「ものとする」を削り、同条第3項中「から第3号まで及び第5号」を、「第3号又は第9号」に改め、「当該請求に係る」の下に「貸付金の」を加え、「金額」を「額」に改め、「ものとする」を削り、同特約条項第7条の前の見出し及び同条を削り、同特約条項第8条に見出しとして「(連帯保証人)」を付し、同条第2項を同条第3項とし、同条第1項中「応ずる」を「応じる」に改め、同項を同条第2項とし、同項の前に次の1項を加え、同条を同特約条項第7条とする。

丙は、この契約から生ずる一切の債務につき甲と連帯し、甲と丙間の間の契約のいかんにかかわらず、これが履行の責めを負う。

様式第5号(裏)愛媛県農業改良資金借用証書特約条項第9条の前の見出しを「担保の提供」に改め、同条中「も

のとする」を削り、同条を同特約条項第 8 条とし、同特約条項第10条に見出しとして「（担保の保全）」を付し、同条第 1 項中「提供した」の下に「自己の」を加え、「ものとする」を削り、同条第 2 項中「資産の価値」を「自己の資産の価額」に、「毀損等」を「損傷等」に、「報告するものとする」を「報告し、その指示に従う」に改め、同条を同特約条項第 9 条とし、同特約条項第11条に見出しとして「（担保の追加）」を付し、同条第 1 項中「応ずるものとする」を「応じる」に改め、同条第 2 項中「これを変更する」を「これに応じる」に改め、同条を同特約条項第10条とし、同特約条項に次の 4 条を加える。

（法定代位者の変動）

第11条 甲又は丙は、乙が他の連帯債務者又は連帯保証人につき免除、交替又は担保の差替えを行つても異議を申し立てない。

2 丙は、償還期日、据置期限又は償還期限の変更につき、甲乙間においていかに取り計らわれても異議を申し立てない。

（法定代位者が弁済した場合の求償制限）

第12条 連帯債務者及び丙は、この借入金債務の一部を弁済した場合において、乙が債権の金額の弁済を受けるまでは、代位によつて取得した権利を行使せず、かつ、乙から請求を受けたときは、その権利又は順位を無償で乙に譲渡する。

（担保の処分）

第13条 甲は、乙が、一般に適当と認められる方法、時期、価格等により担保を処分の上、この売得金から諸費用を差し引いた残額を、甲の乙に対する債務の弁済に充当できることを承認する。この場合において、なお、残債務がある場合は、甲は、当該残債務を直ちに弁済する。

（合意管轄）

第14条 甲、乙及び丙は、この契約に関する訴訟につき愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

様式第 5 号に注として次のように加え、同様式を様式第 3 号とする。

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

2 印の欄は、記入しないこと。

様式第 3 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第4号(第10条、第11条関係) 農業改良資金事業計画変更申請書

農業改良資金事業計画変更申請書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所
申請者 氏名又は名称及び
その代表者の氏名

印

年 月 日付けで貸付決定された農業改良資金について、次のとおり事業計画を変更したいので申請します。

貸付けを受けている資金の概要	資金の種類					
	貸付決定番号					
	借受金額	千円				
	取扱金融機関名					
	備考					
変更内容		施行予定時期	実施面積	資材の種類	資材の数量	その他
	変更前					
	変更後					

変更理由

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
2 参考となる書類を添付すること。

様式第5号(第12条関係) 農業改良資金事業実施報告書

農業改良資金事業実施報告書									
愛媛県知事 殿								年 月 日	
								住 所	
								借受者 氏名又は名称	
								及びその代表	
								者の氏名 ⑩	
先に借り受けた農業改良資金に係る貸付対象事業を実施したので次のとおり報告します。									
1 借受状況									
貸付決定年月日			貸付決定番号		資金借受年月日		借受金額		
年 月 日			年度第 号		年 月 日		千円		
2 事業実施状況									
事業着工年月日			年 月 日		事業完了年月日		年 月 日		
事業実施場所									
事業 計 画				事業 実 績				計画と実績	
内 容	数量	単価	金額	内 容	数量	単価	支 払 金 額	領収証 番 号	の相違点及 びその理由
		円	円			円	円		
3 資金調達									
		総事業費		資 金 調 達 区 分					
				農業改良資金		自己資金		そ の 他	
事業計画		円		円		円		円	
実績		円		円		円		円	
4 事業費等の確認									
貸付対象機械等の適否									
貸付限度額		円		貸付超過額		円		処理経過	
確 認 の 証 明		上記のとおり相違ないことを確認します。						金融機関名 ⑩	
		年 月 日							

注1 2の「事業実施場所」の欄は、借受者の住所以外の場所で実施した場合に、記入すること。

2 2の「事業計画」の欄は、申請時の事業計画の概要及び変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。

3 2の「事業実績」の「内容」の欄は、貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名等を詳細に記入すること。

4 4の欄は、確認した金融機関が記入すること。

5 4の「貸付対象機械等の適否」の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

6 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 領収証の写しを添付すること。

(2) 借受者が団体の場合は、個人別明細表を添付すること。

様式第 6 号及び様式第 7 号を次のように改める。

様式第 6 号 (第13条関係) 農業改良資金繰上償還申請書

	金融機関受理	番 号	第 号
		年月日	年 月 日
農業改良資金繰上償還申請書 年 月 日 愛媛県知事 殿 申請者 住 所 氏名又は名称及び その代表者の氏名 ㊟			
年 月 日付で貸付決定された(貸付決定番号第 号)農業改良資金の償還金について、 次のとおり繰上償還をしたいので申請します。			
資金の種類			
借受者の氏名 又は名称			
借受金額	千円	既 償 還 額	千円
繰上償還年月日	年 月 日	繰 上 償 還 額	千円
当初償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変更後の償還方法	支 払 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
繰上償還の理由			

- 注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 印の欄は、記入しないこと。
 3 借受残額の全部を繰上償還しようとする場合は、「変更後の償還方法」の欄は、記入する必要がない。

様式第7号（第13条関係） 農業改良資金繰上償還承認通知書

繰上償還承認番号	
----------	--

農業改良資金繰上償還承認通知書

年 月 日

住 所
氏名又は名称及び
その代表者の氏名 殿

愛媛県知事 印

年 月 日付けで貸付決定した（貸付決定番号第 号）農業改良資金の償還金の繰上償還については、次のとおり承認する。

資 金 の 種 類			
借 受 者 の 氏 名 又 は 名 称			
借 受 金 額	千円	既 償 還 額	千円
繰上償還年月日	年 月 日	繰 上 償 還 額	千円
当 初 償 還 方 法	支 払 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円
変 更 後 の 償 還 方 法	支 払 期 日	金 額	
	第1回	年 月 日	千円
	第2回	年 月 日	千円
	第3回	年 月 日	千円
	第4回	年 月 日	千円
	第5回	年 月 日	千円
	第6回	年 月 日	千円
	第7回	年 月 日	千円
	第8回	年 月 日	千円
	第9回	年 月 日	千円
	第10回	年 月 日	千円
	第11回	年 月 日	千円
	第12回	年 月 日	千円

様式第 8 号を削り、様式第 9 号中「第10条、第11条」を「第14条、第15条」に、

「農協受理」を「金融機関受理」に、

「貸付決定した」を「貸付決定された」に改め、「(資金)」を削り、同様式注 2 を同様式注 4 とし、同様式注 1 中「項」を「欄」に改め、同様式注中 1 を 3 とし、3 の前に次のように加え、同様式を様式第 8 号とする。

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 印の欄は、記入しないこと。

様式第10号中「第11条」を「第15条」に改め、同様式を様式第 9 号とし、同様式の次に次の 1 様式を加える。

様式第11号及び様式第12号を次のように改める。

様式第11号（第17条関係） 農業改良資金県貸付金借用証書

（表）

収入印紙 ちょう付欄		<u>農業改良資金県貸付金借用証書</u>		印鑑照合	照査				
貸付決定		番号	第	号					
年月日		年月日	年	月	日				
資金の種類									
ふりがな			転借者	郡	町				
転借者の			の住所	市	大字				
氏名又は名称				市	村				
借入金額	千円	償還期日	年 月 日	及	第1回	年	月	日	千円
					第2回	年	月	日	千円
					第3回	年	月	日	千円
					第4回	年	月	日	千円
					第5回	年	月	日	千円
					第6回	年	月	日	千円
					第7回	年	月	日	千円
					第8回	年	月	日	千円
					第9回	年	月	日	千円
					第10回	年	月	日	千円
					第11回	年	月	日	千円
					第12回	年	月	日	千円
<p>本日上記のとおり農業改良資金県貸付金を借用しました。については、愛媛県農業改良資金貸付規則（昭和60年愛媛県規則第35号）及び裏面特約条項承認の上、県貸付金の償還及び支払は、期日に相違なく実行することを確約いたします。</p> <p>愛媛県知事 殿</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">住 所 融資機関 名称及びその代表者の氏名 印</p>									

(裏)

愛媛県農業改良資金県貸付金借用証書特約条項

(借入金の使用)

第1条 融資機関(以下「甲」という。)は、愛媛県(以下「乙」という。)から借り受けたこの資金と同額を転借者(以下「丙」という。)に対し、償還期間、据置期間、償還方法及び償還期日を甲乙間のものと同じにして無利子で転貸する。

(一時償還)

第2条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認め、一時償還の請求をした場合には、償還期限(分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。)にかかわらず、直ちに債務の全部又は一部を弁済する。

- (1) 甲がこの借入金をこの証書に記載した借入金の目的以外に使用し、又は借入後速やかに貸付けをしないとき。
- (2) 甲が償還金の支払いを怠つたとき。
- (3) 甲がこの資金の借入れに際し、又はその借入後この借入金債務の全部を弁済するまでの間において、乙に対して虚偽の申出若しくは報告をし、又は故意に必要な事実の報告を怠つたとき。
- (4) 甲につき仮差押え、差押えの申請若しくは競売の申立てがあつたとき、又は破産、再生手続開始の申立てがあつたとき。
- (5) 甲が支払を停止し、若しくは手形交換所より取引停止処分を受けたとき、又は清算に入つたとき。
- (6) 甲が租税公課を滞納して督促又は保全差押えを受けたとき。
- (7) 甲が乙に対し数個の債務を負う場合において、その一つでも期限内に弁済しなかつたとき。
- (8) 甲が愛媛県農業改良資金貸付規則及びこの特約条項に基づく義務の履行を怠つたとき。
- (9) その他乙が債権保全上著しい支障があると認めたとき。

(繰上償還)

第3条 甲は、償還期限にかかわらず、借入金の全部又は一部を繰上償還することができる。

(転貸債権の一時償還及び繰上償還)

第4条 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に債務の一時償還を請求しようとするときは、あらかじめ乙に協議し、その指示を受ける。

2 甲は、甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求してその弁済を受けたとき、又は丙の任意の弁済を受けたときは、この契約に定める償還期限にかかわらず、速やかに受領額を乙に償還する。

3 乙は、甲が甲丙間の特約に基づき丙に対し債務の一時償還を請求できる場合には、丙に一時償還の請求をするよう甲に指示することができる。

(経理上の措置)

第5条 甲は、この借入金の用途を明らかにするため、乙の指示するところに従い、経理上必要な措置を行う。

(報告)

第6条 甲は、次の各号に掲げる場合には、乙の定めるところにより、遅滞なく乙に報告する。

- (1) 丙が離農しようとする場合
- (2) この借入金の転借により改良し、造成し、復旧し、又は取得された施設(土地を含む。)が、他に譲渡され、若しくは転用され、若しくは公用収用されることとなつたことを知つた場合又はそのおそれがある場合
- (3) 甲の住所、名称、資本金、代表者に異動を生じ、又は甲に解散その他これに準ずる事実が発生した場合
- (4) 甲若しくは丙の資産若しくは事業の状況に著しい変動を生じ、又はそのおそれがある場合
- (5) 甲丙間の特約に基づき丙より報告を受けた場合
- (6) その他乙が指示する場合

(調査)

第7条 甲は、乙の職員その他乙の委託を受けた者が、甲の事務所その他必要な場所に立ち入り、事業の状況、書類、帳簿その他必要な事項又は担保物権を調査することを承認する。

(弁済充当の指定権)

第8条 甲は、丙より受領した弁済金の充当について乙の指示があるときは、それに従うことを承認する。

(違約金)

第9条 甲は、支払期日に償還金を支払わなかつた場合又は乙の指定する支払期日に第2条の規定により一時償還すべき金額を支払わなかつた場合には、延滞金額につき年12.25パーセントの割合をもつて支払期日の翌日から支払当日までの日数により計算した違約金を乙に支払う。

2 甲は、丙が農業改良資金助成法(昭和31年法律第102号)第10条の規定による支払猶予を申請した場合において、支払期日を過ぎて支払猶予しない旨の決定があつたときにおいても、前項の規定による違約金を支払う。

3 甲は、第1項の規定にかかわらず、第2条第1号、第3号又は第8号に該当したこと(故意の場合に限る。)を理由として乙から一時償還の請求を受けたときは、当該請求に係る県貸付金の貸付けの日から償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した違約金を併せて支払う。

4 甲は、甲丙間の特約により丙に対し違約金を請求できる事態が生じたときは、その旨を乙に報告し、その指示に従う。

5 甲は、前項の規定により丙に対し違約金を請求して弁済を受けたときは、速やかにこれを乙に償還する。

(合意管轄)

第10条 甲、乙及び丙は、この契約に関する訴訟につき愛媛県松山市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 印の欄は、記入しないこと。

様式第12号（第18条関係） 農業改良資金県貸付金事業実施報告書

農業改良資金県貸付金事業実施報告書

年 月 日

愛媛県知事 殿

住 所

融資機関名称及びその

代表者の氏名

印

先に借り受けた農業改良資金県貸付金に係る貸付対象事業を実施したので次のとおり報告します。

1 借受状況

貸付決定年月日	貸付決定番号	資金借受年月日	借受金額
年 月 日	年度第 号	年 月 日	千円

2 転借者の事業実施状況

転借者氏名				転借者住所					
事業着工年月日	年 月 日			事業完了年月日	年 月 日				
事業実施場所									
事業	計	画	事	業	実	績	計画と実績		
内 容	数量	単価	金 額	内 容	数量	単価	支 払 金 額	領収証 番 号	の相違点及 びその理由
		円	円			円	円		

3 転借者の資金調達

	総 事 業 費	資 金 調 達 区 分		
		農 業 改 良 資 金	自 己 資 金	そ の 他
事業計画	円	円	円	円
実 績	円	円	円	円

4 転借者の事業実施状況の確認

貸付対象機械等の適否					
貸付限度額	円	貸付超過額	円	処理経過	
融資機関の現地確認年月日	年 月 日		その他（特記事項）		
融資機関の証拠書類確認年月日	年 月 日				

注1 2の「事業実施場所」の欄は、転借者の住所以外の場所で実施した場合に、記入すること。

2 2の「事業計画」の欄は、申請時の事業計画の概要及び変更承認を得た場合は、その概要を記入すること。

3 2の「事業実績」の「内容」の欄は、貸付対象機械、施設名、型式、規格、資材名等を詳細に記入すること。

4 4の「貸付対象機械等の適否」の欄は、事業実績の中に貸付対象とならないものが含まれていないかを確認すること。

5 次に掲げる書類を添付すること。

- (1) 領収証の写しを添付すること。
- (2) 転借者が団体の場合は、個人別明細表を添付すること。

(愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則の一部改正)

第2条 愛媛県農業改良資金会計事務取扱規則(昭和45年愛媛県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金(以下「農業改良資金貸付金」を「農業改良資金(当該資金の貸付けを行う融資機関(法第3条第2項に規定する融資機関をいう。以下同じ。))に対する当該貸付けに必要な資金を含む。以下「農業改良資金」に改める。

第2条中「。以下「令」という。)第6条」を「)第5条」に、「農業改良資金貸付金」を「農業改良資金」に改める。

第4条中「第6条第1項」を「第8条第1項又は第16条第2項」に、「農業改良資金貸付金」を「農業改良資金」に改める。

第5条中「農業改良資金貸付金」を「農業改良資金」に改める。

第6条中「農業改良資金貸付金」を「農業改良資金」に、「第7条」を「第9条第1項又は第17条」に改め、「借受者」の下に「又は貸付けを受けようとする融資機関」を加える。

第7条の見出しを「(農業改良資金受払簿の記帳)」に改め、同条中「農業改良資金貸付金の」を「農業改良資金の」に、「農業改良資金貸付金受払簿」を「農業改良資金受払簿」に改める。

第8条中「農業改良資金貸付金受払報告書」を「農業改良資金受払報告書」に、「第7条」を「第9条第1項又は第17条」に改め、「借受者」の下に「又は融資機関」を加える。

第9条中「農業改良資金貸付金」を「農業改良資金」に改める。

様式第1号中「様式第1号 農業改良資金貸付金受払簿」を「様式第1号(第7条関係) 農業改良資金受払簿」に改める。

様式第2号中「農業改良資金貸付金受払報告書」を「農業改良資金受払報告書」に、「農業改良資金貸付金の」を「農業改良資金の」に改める。

様式第3号中

節	説 明				
	生産方式改善 資金償還金	特定地域新部門 導入資金償還金	経営規模拡大 資金償還金	農家生活改善 資金償還金	青年農業者等育成 確保資金償還金
農業改良資金 貸付金償還金					

を

節	説 明	
農業改良資金 貸付金償還金		

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前に貸し付けられた第1条の規定による改正前の愛媛県農業改良資金貸付規則第2条に規定する資

金については、なお従前の例による。

